

令和 7 年 6 月 20 日

伊達市職員の懲戒処分について

本市において、酒気帯び運転による事故及び逮捕された職員、及び公費の不適切な事務処理を行った職員の懲戒処分を行いましたので、以下のとおり公表します。

1 酒気帯び運転による事故及び逮捕について

(1) 被処分者

所 属	こども部こども未来課
職 氏 名	主事 熊田 小町（くまだ こまち）
年 齢	22 歳
性 別	女性

(2) 処分内容

免職

(3) 処分発令日

令和 7 年 6 月 20 日

(4) 処分の理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

(5) 処分の原因となった事案の概要

令和 7 年 1 月 25 日に、福島市泉地内の市道を酒気帯び状態で自家用車を運転し、電柱に衝突する物損事故を起こし、1 月 27 日に道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで警察に逮捕された。

その後、福島区検察庁が 5 月 20 日付で、道路交通法違反（酒気帯び運転）で福島簡易裁判所に略式起訴し、福島簡易裁判所が 5 月 23 日付で、罰金 35 万円の略式命令を出した。合わせて、5 月 27 日付で、福島県公安委員会から 2 年間の運転免許取消の処分を受けた。

2 公費の不適切な事務処理について

(1) 被処分者

所 属	農業委員会事務局
職 位	課長補佐級
年 齢	51 歳
性 別	男性

(2) 処分内容

減給 2 箇月（10 分の 1）

(3) 処分発令日

令和 7 年 6 月 20 日

(4) 処分の理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

(5) 処分の原因となった事案の概要

令和 7 年 4 月 23 日に、令和 6 年度上期分（4 月～9 月）における滞納者の預金調査に関する出力帳票代が、市の予算からではなく、被処分者の私費で支払いがされていたことが判明した。

被処分者は、令和 6 年 10 月に金融機関（全 5 行）より請求書（合計請求金額：1,650 円）を受け取っていたが、支払いを失念したため、上司に報告・相談することなく、独断で令和 7 年 3 月に現金自動預け払い機（ATM）を利用して、金融機関 3 行に対して、自ら合計 1,188 円の帳票代を支払った。残りの 2 行についても、ATM を利用して支払いを試みたがうまくいかずそのままにした。

これらの不適切な事務処理により、公務の運営に支障を来すとともに、金融機関に対しても私費支払い分の返金手続き及び請求書の再発行を求めるなど影響を与えた。

(6) その他

本事案発生当時の上司で現在、市民生活部に所属している課長級職員（53 歳）男性については、今回の事案において、所属係長等に対する指導監督が不十分であったとして、同日付けで文書訓告の措置とした。

職員の懲戒処分等についての市長コメント

今年１月に本市職員が、酒気帯び運転による交通事故を起こし逮捕された件については、公務員としてはもとより、社会規範に反する行為であり、市民の皆様の信頼を著しく失墜させてしまいましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

また、法令順守及び服務規律の徹底を図っている中で、地方自治法により地方公共団体の支出方法としては認められていない私費による立替払の事案が発生したことについては、市政に対する信用を失墜させるとともに、関係機関の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けしましたこと重ねてお詫び申し上げます。

今回発表しました２件の職員の懲戒処分事案を厳粛に受け止め、職員に対し公務の内外を問わず公務員としての自覚を促すとともに、再度、市役所全体で法令順守と服務規律確保の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和７年６月20日

伊達市長 須田 博行

連絡先

伊達市総務部人事課長 佐藤 裕一

電話 024-575-1104